

## 認定申請制度に関する Q&A

### < 専門医更新申請 >

Q1 遡って 5 年間全く休職していなくても、機構専門医の更新時期に産休などで働いていない会員は、学会専門医も失効して、再認定申請という流れですか？（今の申請条件ですと、学会専門医の延長条件にも「継続して」という単語が入っております。もし学会専門医が延長できるのであればこの内容を変更していただけますと幸いです）

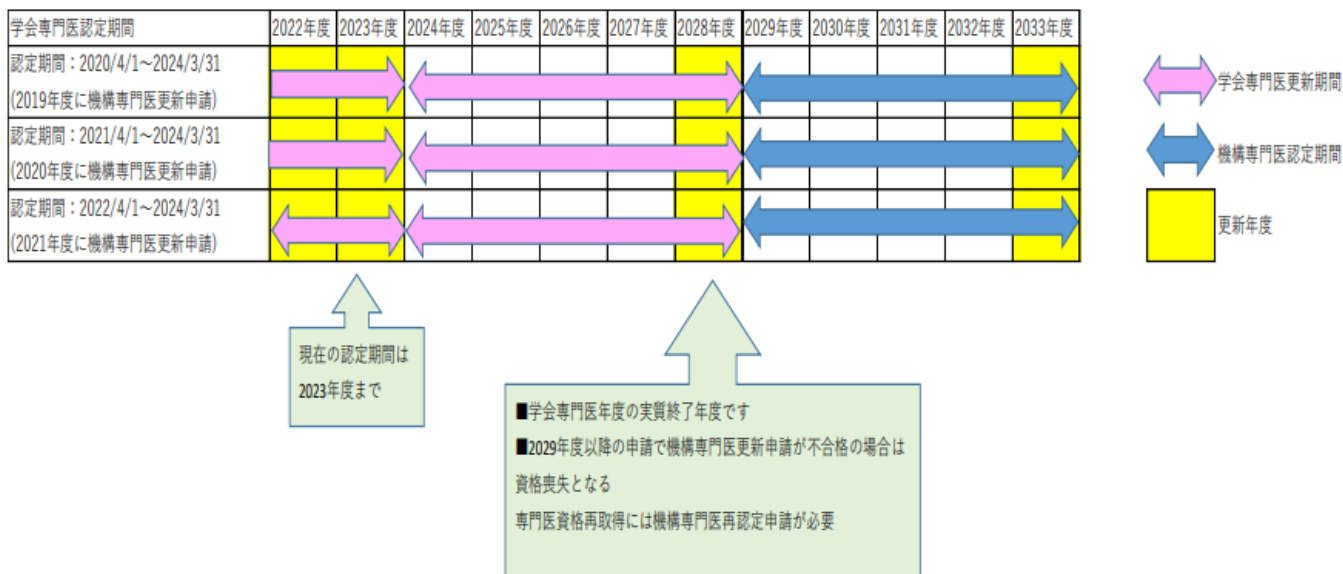
A 学会専門医から機構専門への更新についてですね。遡って 5 年間全く休んでいなくても機構専門医へ移行の更新時期に産休などで働いていない人の場合でも、初回の更新申請をしていただき、機構単位で 29 単位以上あれば学会専門医の延長の措置になります。（2021 年度以前に初回の機構専門医更新審査を受け、かつ学会専門医更新（2024 年 3 月 31 日迄の認定期間）となった方に限り、機構専門医更新単位が不足する方は学会単位で 8 単位以上あれば学会専門医の更新という措置になります。※この措置は 2023 年度申請のみ適用）従って、学会専門医は失効しません。所定の申請要件に満たない場合は、これらの救済処置を受けることができずに、専門医を喪失します。その際は、機構専門医への新規申請もしくは再認定申請を行います。学会専門医の延長が認められれば、期間は最長 5 年ですので、その間に遡って 5 年間のうち、所定の申請要件を満たす形で勤務していれば、機構専門医への更新申請ができます。学会専門医の更新が認められた際は、5 年後の更新時期に機構専門医への更新を行います。

ただし、以前よりご連絡している通り、学会専門医制度での認定審査は 2023 年度で終了しますので、学会専門医の更新の審査も 2023 年度をもって終了します。学会専門医の延長は、機構専門医の移行処置となりますので審査は継続されますが、2028 年度をもって終了となります。現在、学会専門医を喪失し、学会専門医の再認定を希望される方も 2023 年度の申請をもって終了となります。その後に専門医取得を希望される方は、機構専門医の新規申請を受けることになります。

### < 学会専門医延長となった場合の申請スケジュール >



<2023 年度の審査で学会専門医更新となった場合の今後の申請スケジュール>



Q2 専門医を更新するためには、登録料を払うと思うのですが、延長の人には延長料金が発生するのでしょうか。

A 延長申請の登録料として 11,000 円(税込)を支払います。

Q3 更新申請は毎年行う方針が、初回の機構専門医更新と、学会専門医延長となった場合に延長期間内であれば更新申請できると判断した時点で更新すればいいのでしょうか。お金を払うタイミングはその2回でよくなったのですか。

A その通りです。初回の1回目と更新申請できると判断したときに申請料を支払う、2回ということになります。

Q4 学会指導医は今までは学会専門医を更新すれば取得できたと思いますが、今回より延長に変わりますので、機構専門医をとるまでは取得はできないのでしょうか。また、機構専門医更新と指導医新規申請を同じタイミングで提出する人が多いと思いますが、もし機構専門医を取得するまで学会指導医が取得できないのであれば、書類提出の手間が省けますので周知していただけると幸いです。

A 学会指導医の申請資格は、学会指導医の取得者あるいは過去に学会指導医を取得していた会員、学会専門医あるいは機構専門医を1回以上更新した会員、あるいは機構専門医の更新申請年度にあたる会員です。学会専門医の延長者で、学会専門医の更新歴が1回以上あれば、申請できます。更新歴のない学会専門医延長の方は申請できません。学会指導医と機構専門医の更新申請は、それぞれの申請要件を満たしたタイミングで申請することができます。

<専門医新規申請>

Q5 新規申請でも、申請時期に週3勤務が求められるようなのですが、現在のHPの新規申請の申請資格にはその件はどこにも書かれておりません。たとえばプログラムは終了して申請時期に産休などに入った場合は受験資格などが得られないなどあるのでしょうか。

A 機構専門医の新規申請(プログラム修了者)では、申請時点での週3日単一施設勤務の要件は求められていません。更新申請では必須となります。

<全体を通して>

Q6 以前掲載されていたQ & Aを、新しい内規に沿った内容で更新し、HPに掲載していただくことはできます

でしょうか。

**A** 早急に対応したいと考えています。

Q7 提出書類が郵送のみとなっていますが、pdf 添付で電子的に提出することはできますか。

**A** 今のところ、提出方法の変更はありません。

Q8 勤務実績の証明書類を事前に発行することはできますか。

**A** 職務経歴、麻酔経歴、臨床実績報告書には責任者のサインが必要となります。

職務経歴・麻酔経歴は申請時点（現在の職場）が含まれる書類は、新規、更新申請とも WEB 申請以降での責任者のサインが必要です。つまり、職務経歴が現在の職場の場合は、WEB 申請以前に発行してサインを頂くと、申請期間以内であっても再取得を求められることがあります。現在の職場以前の経歴は、異動等そのつどマイページから発行して責任者のサインを取得することができます。

臨床実績報告書は年度単位なので、年度が終了していれば、マイページからダウンロードして責任者がサインすることができます。